

# 和歌山県警察防犯アドバイザー運用要領の制定について（例規）

（最終改正：令和元年11月20日生企第68号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

このたび、防犯アドバイザーとしての非常勤嘱託職員の運用に関し、別記のとおり和歌山県警察防犯アドバイザー運用要領を制定し、平成20年4月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

## 別記

### 和歌山県警察防犯アドバイザー運用要領

#### 第1 趣旨（目的）

- 1 この要領は、生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）において運用する防犯アドバイザーに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 防犯アドバイザーの運用については、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和元年和歌山県警察本部訓令第23号）、会計年度任用職員取扱基本要綱（令和元年11月5日付け務第63号）等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 第2 責務

- 1 自主防犯活動に対する適切な指導、助言を行い、住民による自主防犯意識の高揚を図る。
- 2 警察署、自治体等の関係機関と連携し、自主防犯組織の結成及び自主防犯活動の活性化を支援する。
- 3 住民が不安に感じる犯罪が多発する地域において、防犯診断、防犯講習等を実施して犯罪被害の未然防止に努める。

#### 第3 職務

防犯アドバイザーは、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）の指揮を受け、自主防犯組織、自治会、自治体、学校、地域安全推進委員、警察署等との連携を図り、次に掲げる職務に従事するものとする。

- 1 地域安全活動に関する自主防犯組織と警察との連絡調整
- 2 地域住民からの地域安全情報の収集及び地域安全に関する意見又は要望の聴取
- 3 地域住民に対する防犯対策等各種情報の伝達
- 4 自主防犯組織の指導者等に対する講習の実施
- 5 地域住民による自主防犯組織の設立、防犯パトロール、防犯診断、防犯座談会、防犯広報等の自主活動に対する指導及び助言並びにこれらの活動への参加
- 6 犯罪多発地域における防犯診断、防犯講習、防犯広報等の実施
- 7 その他地域安全活動に関して、生活安全企画課長が命じた事項

#### 第4 配置

防犯アドバイザーは、生活安全企画課に配置するものとする。

#### 第5 活動区域

防犯アドバイザーの活動区域は、次のとおりとする。

- 1 和歌山市、岩出市及び紀の川市
- 2 上記1以外の地域で、ひったくり、車上ねらい、侵入盗、子ども被害に係る犯罪等の住民が不安に感じる犯罪が連続発生し、生活安全企画課長が防犯アドバイザーの派遣を必要と認める地域

#### 第6 勤務日

防犯アドバイザーの勤務日は、週5日で所属長が定める日とする。

#### 第7 勤務時間

防犯アドバイザーの勤務時間は1日当たり5時間45分とし、始業時刻、休憩時間及び終業時刻は任用条件通知書（会計年度任用職員取扱基本要綱別記様式第1号）で明示した範囲内において所属長が定めるものとする。

#### 第8 費用弁償等

- 1 防犯アドバイザーが公用車を用い、第5の1に定める活動区域内を第3に定める職務を行うためにする旅行において、公用の施設その他これに準ずる施設又は宿泊施設に宿泊しなかった場合は、日当は支給しないものとする。ただし、一旅行日において、公共交通を用いた場合は、この限りでない。
- 2 防犯アドバイザーが、第3に定める職務を行うためにする旅行は、「警察職員の旅費に関する規程の解釈及び運用について（例規）」（昭和50年5月2日付け会第14号）3の(3)のクに定めるその他警察本部長が認める旅行とする。

#### 第9 身分証明書等

- 1 防犯アドバイザーは、勤務時間中、防犯アドバイザー証（別図）を携帯するものとする。
- 2 防犯アドバイザーの服装は、清潔かつ端正な私服とする。
- 3 防犯アドバイザーは、各種作成書類に職名を記載するときは、「防犯アドバイザー」と表記するものとする。

#### 第10 活動計画

- 1 防犯アドバイザーは、毎月25日までに翌月の月間活動計画を作成し、生活安全企画課長に提出するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、前項の月間活動計画により難い事情が生じたときは、これを変更することができる。

#### 第11 活動報告

防犯アドバイザーは、防犯アドバイザー勤務日誌（別記様式第1号）及び防犯指導等実施結果報告書（別記様式第2号）に活動状況等必要な事項を記録し、生活安全企画課長に報告すること。

#### 第12 防犯アドバイザーの運用に当たっての留意事項

生活安全企画課長は、防犯アドバイザーの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 職務等に関する指導教養を行い、また、活動内容について十分指導すること。
- 2 生活安全企画課幹部による指導監督を行わせ、勤務実態を把握すること。

- 3 警察署、その他の関係機関・団体との連携を図り、良好な関係を保持させること。
- 4 適宜・適切な報告をさせること。

#### 第13 研修

生活安全企画課長は、防犯アドバイザー等の職務が適正かつ効果的に行われるよう必要な知識及び技術を習得させる研修を実施するものとする。

(別記様式省略)

(別図省略)